






令和4年度霧島演習場で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	電気係長	作成者
					
件名	令和4年度霧島演習場で使用する電気				
表紙					
縮尺	—	作成年月日 作成者		令和3年12月6日 防衛技官 安藤 卓志	
陸上自衛隊えびの駐屯地業務隊					

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	
参考番号		承認年月日	令和 年 月 日
名称	令和4年度霧島演習場で使用する電気	作成年月日	令和 3 年 12 月 6 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成者	防衛技官 安藤 卓志
		作成担当部隊等	陸上自衛隊えびの駐屯地

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊霧島演習場で使用する電気契約について適用する。

2 概要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊霧島演習場
宮崎県えびの市大字西長江浦字大原554
- (2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 製品に関する要求

(1) 仕様

ア 供給電力方式	交流3相3線式	
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000V	
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,600V	
エ 標準周波数	60Hz	
オ 受電設備総容量	290kVA	
カ コンデンサ取付容量	25.5kVA	
キ 自家発電設備	定期検査・事故時等の供給の必要の有無	無
ク 受電方式	1回線受電	
ケ 蓄熱式負荷設備の有無	無	

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 65kW

(その1月の最大需要電力の値と前11ヶ月の最大需要電力の値のうち、いずれか大きい値とする。ただし、電気事業者において特授の定めがある場合は自衛隊及び業者との協議の上契約電力を決定する。)

イ 予定使用電力量 172,300kWh

(月別の予定使用量は、別紙のとおり)

ウ 力率 100%(常時)

(各月の力率は実測値によるものとする。)

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

参照: 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

(4) 契約時期 令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時

(5) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(6) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱376ハ273号柱の構内1号柱に引込んだ引込線と1号柱上に陸上自衛隊霧島演習場が設置した区分開閉器の電源端子との接続点

(7) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(9) 計量地点

需場所における陸上自衛隊霧島演習場の設置した構内1号柱

4 その他

(1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動及びその他の要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び再エネ賦課金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別処置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 契約者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、官側に書面(様式自由)で提出することとする。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(4) 料金シート及び使用実績(全日 kWh)の速報をFAXで送付すること。

月 別 予 定 使 用 電 力 量

(令和4年4月～令和5年3月)

契約電力：65kW

項目 月	使用電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	備考
4	11,700		6,100	5,600	
5	12,800		6,200	6,600	
6	13,200		7,200	6,000	
7	15,500	1,900	6,400	7,200	
8	12,200	1,500	4,800	5,900	
9	15,200	1,800	6,000	7,400	
10	14,800		8,200	6,600	
11	14,800		7,700	7,100	
12	12,200		5,900	6,300	
1	21,800		10,900	10,900	
2	16,400		8,400	8,000	
3	11,700		6,000	5,700	
合 計	172,300	5,200	83,800	83,300	

用語の定義

- ピーク電力量：夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- 昼間電力量：毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- 夜間電力量：ピーク電力量、昼間電力量以外の時間で使用する電力量をいう。
- 休日等：日曜日、『国民の祝日に関する法律』に規定する休日及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日